令和８年３月２７日
国土交通省航空局

１．題名
「二酸化炭素排出量の把握及び報告等に関する審査要領」等の一部改正について

２．改正の趣旨
我が国においては、国際民間航空条約附属書 16 第４巻（以下、「附属書」という。）に準拠するため、航空法第 100 条第３項の規定に基づく航空法施行規則第 210 条第２項第３号において、国際航空運送事業者に対して、二酸化炭素排出量に係る措置として排出量モニタリング計画書（※）を国の認可が必要な事業計画の一部として提出することを求めており、その具体の内容は航空運送事業及び航空機使用事業の許可並びに事業計画変更の認可及び届出の取扱要領（平成 12 年空事第 17 号、空機第 91 号、空航第 102 号。）及び航空運送事業の許可及び事業計画変更の認可審査要領（地球温暖化対策関係）（平成 30 年国空総第 1032 号。以下「審査要領」という。）において規定しています。
報告様式等の技術的な事項については、二酸化炭素排出量の把握及び報告等に関する審査要領（令和７年国官参戦第 229 号。以下、「細目的要領」という。）を審査要領の下位通達として制定しているところ、今般、令和８年４月１日付でサイバーセキュリティが認可事項に加わることで航空法施行規則第 210 条第２項第３号に付随する第 220 条の２に規定する号ズレが生じることから、審査要領及び細目的要領に記載する号数の変更に関する改正を行います。
※ 二酸化炭素排出量の把握の方法等について記載した書類

３．意見公募手続の実施の有無
意見公募手続は実施していません。

４．意見公募を行わなかった理由
本件は、行政手続法（平成５年法律第 88 号）第 39 条第４項第８号に該当するため、事前に案を公示して意見の募集を行いませんでした。

５．施行日
令和８年４月１日に施行します。

６．問い合わせ先
国土交通省航空局カーボンニュートラル推進室
TEL：03 - 5253 - 8722

【参照条文】

○行政手続法（平成５年法律第 88 号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　（略）

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

○行政手続法施行令（平成６年政令第 265 号）（抄）

（意見公募手続を実施することを要しない命令等）

第四条　（略）

２　法第三十九条第四項第八号の政令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理

二　前号に掲げるもののほか、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更